

副  
本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年8月25日

### 証 拠 説 明 書 (D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



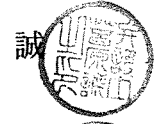
同

茅 根 熙



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 記

### 乙D第50号証

証拠の標目	【高浜3、4号機差し止め】二転三転する判断、顕在化した司法リスク 「最高裁判例を逸脱」との批判も (産経新聞ウェブサイト <a href="http://www.sankei.com/west/print/160309/wst1603090104-c.html">http://www.sankei.com/west/print/160309/wst1603090104-c.html</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月9日
作成者	株式会社産業経済新聞社
立証趣旨	<p>本書証は、関西電力高浜発電所3、4号機運転差し止め処分決定（甲D5：大津地裁平成28年3月9日決定・判例時報2290号75頁。申立認容，抗告）に係る新聞社のインターネットニュース記事である。</p> <p>本書証によって、元裁判官の佐藤歳二弁護士は、大津地裁決定について、「裁判所が技術論にまで踏み込み、自ら考える安全性の基準について立証を求めており、最高裁判例を逸脱している」として、伊方最高裁判決に違背するものであると指摘していること（準備書面(24)第1の2(1)（4，5頁））を明らかにする。</p>

## 乙D第51号証

証拠の標目	高浜原発停止 大津地裁決定に致命的欠陥あり (W i L L 2 0 1 6 年 7 月 号 所 収) [ 2 4 2 ないし 2 4 7 頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成 2 8 年 7 月 1 日
作成者	森 嶋 昭 夫
立証趣旨	<p>本書証は、民法・環境法の研究者（弁護士・名古屋大学名誉教授）である筆者が、関西電力高浜発電所 3、4号機運転差止仮処分決定（甲D5：大津地裁平成28年3月9日決定・判例時報2290号75頁。申立認容，抗告）について論じたものである。</p> <p>本書証によって、大津地裁決定の判示について、「規制委がどういう考え方で、どのような規制強化をしたかについて、関西電力がちゃんと説明せよと求めているわけだが、基準策定に関わっていない関西電力に説明せよというのはお門違いの要求である。そして、最後に裁判官は、関西電力がこの点について疎明を尽くしていない、と非難するが、基準策定に関与していない事業者の説明を要求する裁判所の方が誤っている。今回の仮処分申請は、高浜原発3、4号機を稼働させたら、急迫の危険があるかどうかに関わるもの。だから、極端なことを言えば、規制基準がどのようなものかとは関係なく、高浜原発はこういう地質の土地に立地しており、地震や津波に対して、『止める』『冷やす』</p>

	<p>『閉じこめる』ために、このような具体的な対策を取っているので、『急迫の危険はない』という疎明をすればいいのだ。」として、その不合理性が指摘されていること（準備書面(24)第1の2(1)ア（5，6頁）：本書証244頁）を明らかにする。</p>
--	---

## 乙D第52号証

証拠の標目	<p>原発裁判が問う科学と司法の関係</p> <p>[週刊エコノミスト2016年5月31日号所収]</p> <p>(週刊エコノミストウェブサイト  <a href="http://www.weekly-economist.com/2016/05/31/">http://www.weekly-economist.com/2016/05/31/</a>第35回-福島後の未来をつくる-原発裁判が問う科学と司法の関係-2016年5月31日号/ よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年5月31日
作成者	升田純
立証趣旨	<p>本書証は、中央大学法科大学院教授・弁護士である筆者が、近時の原子力発電所運転差止仮処分について論じたものである。</p> <p>本書証によって、福井地方裁判所平成27年4月14日決定や大津地方裁判所平成28年3月9日決定について、「科学的知見を軽視したり、科学的に矛盾したりする判決も見かけたことがある。先に挙げた六つの原発裁判のうち、特に、(1)の高浜原発3、4号機の運転差し止めを認めた福井地裁の決定と、(3)の高浜原発3、4号機の運転差し止めを認めた大津地裁の決定は、その際たるものだ。何ら合理的な説明もなく、新規制基準などの法令に基づいてなされた行政上の判断を『不合理』だとした上で、裁判官自ら、科学技術に関する高度な基準を設定し、仮処分を判断している。決定文の論理構成も不十分だ。特に裁判所の判断</p>

について書かれた記述箇所は、(1)が27ページ、(3)が13ページにすぎず、この程度の分量で原発の稼働を差し止める判断を下したことは驚くばかりである。(2)は148ページ、(5)は118ページ、(6)は220ページに上り、分量だけでなく決定内容や論理構成などを比較しても、原発裁判として想定される水準に達していない。」と指摘されていること(準備書面(24)第2の1(10頁), 同第2の6(2)カ(36頁))を明らかにする。

## 乙D第53号証

証拠の標目	中部電力浜岡原子力発電所再稼働停止請求上告提起事件（平成25年（ネオ）第6号）の決定書
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年4月3日
作成者	名古屋高等裁判所民事第2部
立証趣旨	<p>本書証は、上告人が、被上告人中部電力に対し、人格権に基づき、浜岡原子力発電所3ないし5号機の再稼働の停止を請求した事案における決定である（第一審判決は名古屋地裁平成24年9月11日判決・乙D30、控訴審判決は名古屋高裁平成25年1月30日判決・乙D31）。</p> <p>本書証によって、「(被告注：被控訴人中部電力は)現時点では本件各原子炉を停止しているのであって(略)将来の本件各原子炉の運転再開を目指していることは認められるが、運転再開の具体的な目処が定まっているとは認められないから(略)本件各原子炉の再稼働の差止めを根拠づけうる程度に、原告の生命、身体及び健康に被害が生じる危険が具体化しているとは認められない。」と判示した控訴審判決が、上告却下により確定していること(準備書面(24)第2の6(2)ア(27頁))を明らかにする。</p>

## 乙D第54号証

証拠の標目	九州電力玄海原子力発電所3号機MOX燃料使用差止請求控訴事件（平成27年（ネ）第454号）の判決書（別紙控訴人目録を除く。）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月27日
作成者	福岡高等裁判所第4民事部
立証趣旨	<p>本書証は、控訴人（第一審原告）らが、被控訴人（第一審被告）九州電力に対し、人格権及び環境権に基づき、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）を使用して玄海原子力発電所3号機を運転することの差止めを請求した事案における判決である（控訴棄却・確定。第一審判決は佐賀地裁平成27年3月20日判決・乙D10）。</p> <p>本書証によって、裁判所が、人格権に基づく原子力発電所の運転差止請求における判断枠組みについて、「控訴人らは、『本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準（中略）が満たされていることが確認された場合には、被控訴人は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる』とした原判決の判示が不当である旨主張する。しかし、原子炉が原判決説示に係る危険性を有することに鑑み、本件各安全審査がなされた当時において、原子炉等規制法</p>



は、原子炉設置・増設の許可基準として、『原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。），核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。』（同法24条1項4号，26条4項）と規定するなど，災害の防止を原子炉の設置・増設，運転上の重要な課題とし，これを確保するため，核燃料物質及び原子炉に関する規制並びに原子力利用に関する重要事項のうち，安全の確保に関する規制は原子力安全委員会が所掌するものとして，その規制に専門的な知見と検討結果が反映される制度が採られ（平成24年法律第47号による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法13条，16条，17条等），原子力安全委員会の関与の下に学識経験者等の専門家により原子炉施設の安全性を確保するに足りるものとして策定された安全設計審査指針，安全評価審査指針，耐震設計審査指針等の審査指針等に基づいて原子炉施設の設置，運転の可否を審査するものとされていた。そして，原判決説示のとおり，玄海原発3号機について行われた本件各安全審査においては，主務大臣（経済産業大臣）及び原子力安全委員会によって，平常時のみならず，異常時においても，一般公衆及び従業員に対して放射線障害を与えず，かつ，万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることを基本方針とし，本件訴訟の争点との関係では，燃料設計に関する審査及び

使用済燃料ピットの設計に関する審査が行われている。以上によれば、『本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準（中略）が満たされていることが確認された場合には、被控訴人は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる』とした原判決の判示は相当であるから、控訴人らの主張は採用することができない。」と判示したこと（準備書面(24)第2の6(2)オ（34，35頁）：本書証9，10頁）を明らかにする。